

## 水産業に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。
2. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を一層強化すること。  
また、沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際資源管理を図ること。
3. 安全で良質な国産水産物が安定した価格で安定供給されるよう「つくり育てる漁業」への支援を充実強化すること。  
また、養殖用配合飼料等の価格変動により経営に大きな影響を受けている漁業者等に対する経営安定化のための対策を継続・強化すること。
4. 高度衛生管理対策及び防災・減災対策を推進するため、水産基盤整備に対する必要な財政措置を講じること。
5. 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援交付金事業による支援を強化すること。
6. トド、アザラシ等の海獣による漁網の破損や漁獲物の食害等の漁業被害に対応するため、引き続き、地域の実情に応じた被害防止対策及び支援措置を講じること。
7. 大規模自然災害の被災地における水産物供給機能を早期に回復するため、被災した漁港施設や共同利用施設などの復旧対策に十分な財政措置を講じるとともに、被災漁業者の経営支援を行うこと。